二　前号に掲げるもののほか、法第三十八条第一項の許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

（変更の許可の申請）

第十四条　法第三十九条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（新設）

（設置に関する工事の届出等）

第十五条　法第四十一条第一項の規定による届出は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十一条第二項の規定による公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3　法第四十一条第二項の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事の内容の概要及び工期に関する事項

二　法第四十一条第一項に規定する海域において船舶の航行に支障を及ぼさないために必要な事項

（新設）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第十六条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項（法第四十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十八条第五項の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二　工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

三　工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前三号に掲げるもののほか、工作物等を返還するため必要と認められる事項

（新設）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十七条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、経済産業省の掲示場及び国土交通省の掲示場に掲示すること。

二　前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十一条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を官報の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示すること。

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、様式第二による保管した工作物等一覧簿を経済産業省及び国土交通省に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（新設）

（工作物等の価額の評価の方法）

第十八条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、経済産業大臣及び国土交通大臣は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。